

# シンポジウム「子どもたちの育ちにおける社会的ケアと家族の役割」

□児童相談所等地域行政諸機関における実践からの発題

## 市町村・児童相談所の役割

シンポジスト：安部 計彦（西南学院大学）

### 1 はじめに

児童虐待の件数は1990（平成2）年に全国の児童相談所で統計を取り始めて以降一貫して増えており、2010（平成22）年度の件数は約5万5千件と過去最高を更新しました。一方平成17年度から子ども家庭相談の第一的対応機関となり、要保護児童の通告先に加わった市町村は、2007（平成19）年度で約5万件の虐待相談を受けておりますが、その約45%がネグレクトと児童相談所とは様相が違うことがうかがわれます。

### 2 身体的虐待とネグレクト

松本の調査を筆者が再集計したところ、まずネグレクトを受けた子どもの約33%で長欠不登校がみられ、非行も約15%でみられた。一方身体的虐待では約26%に非行がみられました。これらのことから児童虐待が子どもの長欠不登校や非行に密接な関係がうかがわれると同時に、身体的虐待とネグレクトではその表れ方に相違がありそうです。

一方虐待をする保護者の状況は（表1）のように、母子家庭がネグレクトの約53%、身体的虐待でも約35%でみられ、その要因である離婚経験もネグレクトで約87%、身体的虐待でも約65%でみられました。その結果、主な虐待者はネグレクトでは約84%を占めますが身体的虐待では37%と大きな差があります。

もう一つの要因と思われる経済状況では、課税所帯がネグレクトでは約9%にすぎず身体的虐待でも約17%しかなく、児童虐待に家庭の経済状況、端的には貧困問題が大きな要因であることが示唆されます。

しかしそれだけではなく、疑いを含む知的障害はネグレクトをする保護者の約26%でみられ身体的虐待でも約11%あり、児童虐待の背後に保護者の能力的な問題があることが示唆されます。なお身体的虐待もネグレクトも過半数が過去5年以内に転居しており、地域とのつながりの低さも課題といえそうです。

（表1）虐待する家族・保護者の状況（松本伊智朗 2010）

	ネグレクト	身体的虐待
母子家庭	52.7%	34.8%
父母+子 家庭	36.4%	56.5%
離婚	87.3%	65.2%
主な虐待者が実母	83.6%	37.0%
” 実父	1.8%	23.9%
生活保護	50.9%	23.9%
課税世帯	9.1%	17.4%
経済問題あり	87.3%	56.5%
DV歴	20.0%	32.6%
知的障害(疑い)	25.5%	10.9%
対人関係トラブル	18.2%	32.6%
5年以内の転居	52.7%	52.2%

松本伊智朗(2010)「平成21年度虐待研究委員会」厚生労働省子育て支援課「子ども虐待問題と児童虐待の自立支援における社会的要因の調査と社会的支援のあり方に関する実証的研究」(主任研究者:松本伊智朗)研究会

### 3 ネグレクトされた子どもの状況

ネグレクトは、子どもが家で食事をしていなかったり、不潔や夜間の保護者の不在など、日常的な養育が不十分な状態です。しかし筆者の調査では（表 2）のように、ネグレクトされている子どもの約 29%に発達の遅れがあり、特に幼児段階で約 35%と高い割合になっています。また小学生の約 29%、中学生の約 53%が不登校であり、中学生の約 16%は非行など、子どもの成長発達に大きな影響があることが示唆されます。

さらに 0 歳児でも、家で食べないことがある約 12%、病院未受診同じく約 12%など生命の危機に直接結びつきかねない事態が約 1 割でみられました。

（表2）年齢区分とネグレクトされた子どもの状況

	人数	不潔	食事欠	不登校	非行	病院未 受診	健診未 受診	発達遅 れ
人数	2794 (100)	992 (35.5)	716 (25.6)	629 (22.5)	157 (5.6)	251 (9.0)	319 (11.4)	807 (28.9)
0歳	186 (100)	40 (21.5)	22 (11.8)	5 (2.7)	1 (0.5)	22 (11.8)	34 (18.3)	52 (28.0)
1～6歳	1122 (100)	409 (36.5)	258 (23.0)	103 (9.2)	12 (1.1)	111 (9.9)	213 (19.0)	393 (35.0)
7～12 歳	1102 (100)	421 (38.2)	347 (31.4)	324 (29.4)	82 (7.4)	94 (8.5)	56 (5.1)	280 (25.4)
13～15 歳	324 (100)	105 (32.4)	73 (22.5)	170 (52.5)	53 (16.4)	20 (6.2)	11 (3.4)	72 (22.2)
16歳以 上	60 (100)	17 (28.3)	16 (26.7)	27 (45.0)	9 (15.0)	4 (6.7)	5 (8.3)	10 (16.7)
χ <sup>2</sup> 検定		0.000	0.000	0.000	0.000	0.148	0.000	0.000

資料調査「子ども虐待対応要保護児童対策協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究(2011)」

このように考えると、児童虐待は子ども達に深刻な発達への影響があると同時に、背後に家族が抱えるさまざまな課題があることが推察され、逆に言うと家族へのかかわりなしに児童虐待問題の解決は困難であるといえるでしょう。

### 4 児童相談所ができること、できないこと

児童虐待対応の中核機関は児童相談所で、2011年7月現在全国で206か所あります。もともと児童相談所は子どもへの相談支援などソーシャルワーク機能を担う児童福祉司が配置され、一時保護や施設入所措置など他の相談機関にない機能を持っています。加えて児童虐待への対応として立入調査や親権者が異を唱えた場合に施設入所の承認を得るために家庭裁判所に審判請求をしたり親権喪失の申立てが行えるなど、強力な権限が付与されています。

しかし全国の児童福祉司数は2011（平成23）年度で約2600名と前年比で約130人増えてはいますが、児童福祉司一人あたりの管轄人口は約4万9千人であり、その結果、一つの事例に長期に関わったり日常的な生活支援は困難な状況です。

また児童虐待は多機関による連携が不可欠ですが、人数の少なさからくる経常的な多忙と責任の重さからケース会議を開催してネットワークで子どもを支えるという発想は乏しいように思えます。

### 5 市町村ができること、できないこと

市町村は2005（平成17）年度より子ども家庭相談の第一義的な相談窓口となり、また要保護児童を発見した場合の通告先になりました。その結果、先に述べたように、児童相

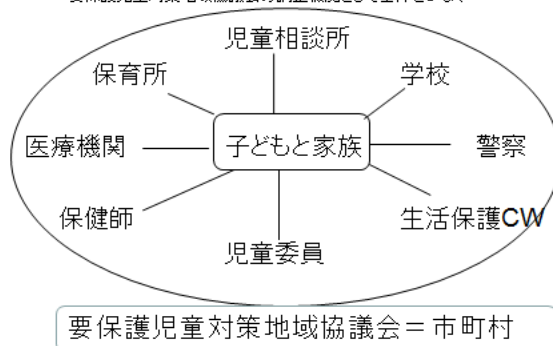
談所を上回る数の児童虐待事例に取り組んでいます。しかし市町村には児童相談所のような強制権限はなく、また児童虐待ソーシャルワークの専門家の不足も指摘されています。

一方市町村は各種手当や子育て支援サービス、健診等で日頃から地域住民と接しており、また予防的な活動に取り組んでいます。

さらに全国のほとんどすべての市町村には要保護児童対策地域協議会が設置されています。これは児童福祉法によって規定され、参加機関に守秘義務が課せられることにより、地域の多機関で情報を共有し、連携して援助にあたることのできるシステムです。児童相談所と関係機関は個別に線で結ばれる関係が多いのですが、市町村では要保護児童対策地域協議会を使うことで、図1のように子どもや家族に対して面的な支援を行える体制が出来ています。

(図1) 市区町村の行う機関連携

\*要保護児童対策地域協議会の調整機関として全体をつなぐ



## 6 家族参加の必要性

しかしいくらネットワークができて、直接当事者に、つまり子どもや家族への支援が届かない場合は、その効果は発揮できません。特に児童虐待の場合は、家族が援助を拒否したからといって放置できないため、この支援システムが家族といかに協働するかが課題となります。

その点では障害者分野で多く行われている当事者参加型のケア会議は参考になるでしょう。当事者が参加する場合には、当事者を責めず、できている点を十分に認めながら足りない部分を補っていく視点が大切になります。

また児童虐待には、役割分担として援助の枠組み作りを児童相談所が担い、日常的で継続的な支援を市町村や地域が担っていくことも必要になります。

## 7 まとめ

児童虐待は子どもに深刻な被害をもたらすと同時に、将来の発達や成長に重大な影響を及ぼします。しかし加害者である保護者はさまざまな困難を抱えており、家族が抱える課題の解消なくしては児童虐待の解決はできません。

そのため児童相談所と市町村は家族と協働し、保護者と地域や社会全体で子どもを守り育てていくことが必要になります。

<参考>

安部計彦（2011）「こども未来財団『要保護児童対策地域協議会のネグレクト家庭への支援を中心とした機能強化に関する研究』」

松本伊智朗（2010）「平成 21 年度総括研究報告」厚生労働科学研究『子ども虐待問題と被虐待児の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援の在り方に関する実証的研究（主任研究者：松本伊智朗）』報告書